

2. CO中毒事故の概要

発生場所 発生日月	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
沖縄県 国頭郡 15.2.6	ＣＯ中毒 死者 1 (男性52) < B 級 >	飲食店 鉄筋コンク リート造平 屋建	5:30	一般消費者 等	6:00頃、当該飲食店のオーナーが厨房内の異変に気づき、中をのぞいて死亡しているのを見た。その後、厨房内の窓・出入口を閉め、換気扇も作動させず、ＣＯ中毒となった。	換気不良 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり (コンセントが外れていた) ・ヒュ - ズガス栓あり ・マイコンＳＢあり	(再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。 ・消費者に燃焼器具使用時には換気をするよう周知する。
秋田県 雄勝郡 15.4.2	ＣＯ中毒 死 者 1 (女性23) 重症者 1 (男性29) < B 級 >	住宅兼美容 院 木造 2 階建	2:00	一般消費者 等	2:00頃、男性(29)が当該美容院に設置されている瞬間湯沸器(開放式:5号)を使っていた。30分後、男性が失った。同日、女性(23)の髪を洗っていたところ、意識を取り戻した。男性が倒れているのを見て、母親に連絡し、母親は消防に連絡した。消防が駆けつけた際、女性は既に死亡しており、男性は病院に運ばれた。なお、当該湯沸器には不完全燃焼防止装置が付いておらず、室内は密閉されていた。このため、ＣＯ中毒となった。 (質量販売 8 kg × 1 本)	換気不良 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり (作動状況不明) ・ヒュ - ズガス栓なし ・マイコンなし	(再発防止策) ・消費者に消費者ミスに係る事故防止の周知を行う。 ・消費者に燃焼器具使用時には換気をするよう周知する。 ・消費者に湯沸器を不完全燃焼防止装置のないものに交換するよう周知する。
埼玉県 鶴ヶ島市 15.4.17	ＣＯ中毒 死者 1 (男性60) < B 級 >	一般住宅 木造 2 階建	20:30	他工事業者	4月から始まった住宅の改築工事のため、消費者から販売事業者へ容器、メーター位置の変更依頼があった。販売事業者は、9月4日、工事現場で配管工事を行った。その際、湯沸器(風呂用)の配管と湯沸器の配管が接続された。その後、工務店に連絡し、風呂の配管が接続されたことを確認した。17日の20:30頃、事故当業者が浴室に風呂を追い炊きしていたところ倒れて、23:00に死亡した。事故原因はＣＯ中毒と推定された。なお工事をした風呂店は特監法の資格者ではなかった。	排気筒未設置 ・規則第44条第1号ヨ、タ(iv)、ソ、ヲ違反 ・特監法第3条違反 (排気筒基準違反:排気筒、給気口、接続方法) (特監法違反:監督、表示) ・法第38条の7 ・法第38条の10	・ガス漏れ警報器なし ・ヒュ - ズガス栓なし ・マイコンＳあり	(行政指導等) ・販売事業者に周知の徹底について口頭で指導した。 ・警察の捜査結果がまとまった後、口頭で県協会等へ注意喚起を図ることとした。

[illegible]

発生場所 発生年月日	現象被害状況	建物用途構造	発生時間	原因者性別年齢	事故概要	事故原因法違反の有無	安全器具等設置状況	行政指導等再発防止策
富山県 富山市 15.9.18	C O中毒 軽症者 2 (男性18、 女性20)	パン屋 鉄筋コンク リート造平 屋建	7:20	一般消費者	7時20分頃、パンの製造をいっしょにやっていた男性が、厨房でパンを焼くときに、換気扇の不具合により、C O濃度が上昇し、C O警報器が作動した。その後、救急隊が到着し、搬送された。	換気不良 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器なし ・ヒュ - ズガス栓あり ・マイコンSBあり ・C O警報器あり(コンセントが外れていた)	(再発防止策) ・消費者にC O中毒に係る事故防止の周知を行う。 ・消費者に消費ミスに係る事故防止の周知を行う。
北海道 札幌市 15.10.27	C O中毒 軽症者 1 (女性27)	共同住宅 鉄筋コンク リート造	1:52	その他 (塗装業者)	入居者の友人が入浴中、湯沸器の排気筒が壁から垂れ下り、火災が発生した。消防隊が到着し、火を消した。その後、救急隊が到着し、搬送された。	湯沸器排気筒の不具合によるC O中毒 (ヒューズボックスで覆ったため)	・ガス漏れ警報器あり ・ヒュ - ズガス栓あり ・マイコンHあり	(再発防止策) ・販売事業者が湯沸器を不完全燃焼防止装置付きのものに交換した。 ・排気筒のセルフフード部を交換した。 (県協会) ・塗装業者に事故防止の徹底について要請した。
神奈川県 横浜市 15.11.1	C O中毒 死者 1 (男性57) 《B級》	共同住宅 木造2階建		販売事業者	4日の朝、会社員が自宅で死亡した。死因はC O中毒と診断された。調査の結果、換気扇の不具合によるC O濃度の上昇が原因と判明した。	湯沸器の燃焼不良 ・法第20条第1項、第2項違反(業務主任者の職務不履行) ・法第27条違反(保安業務未実施) ・法第81条違反(帳簿記載虚偽) ・法第82条違反(知事への報告徴収に対する虚偽報告)	・ガス漏れ警報器あり ・ヒュ - ズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) 神奈川県工ルビーガ ス協会に対し、事業 調査漏れの確認を行 うように通知した。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
北海道 札幌市 15.12.31	ＣＯ中毒 軽症者 3 (男性52、 女性73、52)	共同住宅	19:51	不明	18時頃から19時51分までに女性2人が続けて入力していたところ、1人が入浴後、1人が入浴中に気分が悪くなりまた、居間にいた男性1人も気分が悪くなり、救急車で病院に搬送されＣＯ中毒と診断された。 居間に設置されているＦＥ式湯沸器（16号）の排気筒の天井裏隠ぺい部が腐食により孔が開いていたため、そこから、燃焼排ガスが漏れ出したため不完全燃焼したものと推定された。	排気筒の腐食	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンＳあり ・ＣＯ警報器あり →（取り外していた。）	

4. バルク供給に係る事故の概要（充てん設備及び供給設備）

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
埼玉県 岩槻市 15.5.17	漏えい	共同住宅 木造2階建	16:20	不明	16:20頃、販売事業者及び集中監視センターがガス漏れ警報を受信した。直ちに出勤し、ガス漏れ箇所を確認したところ、バルク貯槽(298kg)の通常使用していない液取出バルブからガスが放出されているのを確認バルブを閉めた。なお、バルブが緩んだ原因は不明。	液取出バルブの緩みによる漏えい ・法違反なし	・ガス漏れ警報器あり (検知区域外) ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSあり	(行政指導等) ・販売事業者と同一原因の事故防止のため措置を講ずるよう口頭で指導した。
北海道 函館市 15.7.12	漏えい	病院 木造3階建	16:23	不明	16:23頃、当該病院の隣人が、バルク貯槽(500kg×1本)からガス臭がするのに気付き、消防・販売事業者に連絡した。消防・販売事業者は、直ちに出勤し、液取り出し弁が開いているのを確認、弁を閉め漏えいを止めた。開いていた原因は不明。ガス漏れ検知器は設置されていたが、集中監視センターにガス漏れの通信はされなかった。なお、直近では7月1日に充てんを行っており、その際の点検では、異常はなかった。	不明 ・法違反なし	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓なし ・マイコンなし	(再発防止策) ・プロテクター下部の穴を塞いだ。
熊本県 宇土市 15.9.19	漏えい	共同住宅 鉄筋コンクリート造2階建	19:30	販売事業者	19時30分頃、共同住宅のオーナーが供給管のユニオン部(フレキ管の上方部)からガスが漏れいしているのを発見したもの。 なお、当該バルク貯槽(298kg)は、8月28日に設置が完了し設備工事業者により漏えい試験が実施された。その後、9月1日にバルク貯槽基礎部の高さが不足していたためカサ上げ工事が実施されていた。 今回の漏えい量は160kgと大量のガスが漏れいしたが、供給管(低圧部)からのわずかに漏れいしている程度で、160kgも漏れいするためには相当の日数が必要と考えられ、バルク貯槽のカサ上げ工事が行われた時期から漏えいがあつたと仮定すると約2週間であり、妥当と考えられる。 しかしながら、販売事業者においてバルクのカサ上げ工事後に実施した漏えい試験では異常が発見されなかった。また、カサ上げ工事を実施した設備工事業者は、その工事のときは、別の箇所のユニオン部を緩めて違う長さの供給管に変更していたと言っている。	供給管接続不良 ・法第27条第1号第4号違反(緊急時対応不備:30分以内) ・法第16条の2違反(供給設備基準違反) ・法第38条の2違反(設備工事における基準適合義務違反)	・なし(屋外)	(行政指導等) 販売事業者に対して口頭で保安体制の不備について嚴重注意を実施した。
山形県 新庄市 15.10.28	漏えい	その他店舗 木造平屋建	21:08	その他 (第3者)	バルク貯槽(990kg)設備内に落ちた財布を拾おうと供給管を踏み台にしたところ、液取出弁と過流出防止弁の間で折損したため、そこからLPガス(液)が漏れいしたものの。	供給管の折損	・ガス漏れ警報器なし ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
岩手県 北上市 15.11. 4	漏えい 軽傷者 3 (男性27、 男性39、女 性25)	文化センター 鉄筋コンク リート造	20:25	販売事業者	バルク貯槽(縦型バルク貯槽496kg)に設置されていた液面計の表示部の交換作業を行っていたところ、誤って表示部を固定しているビスでなく、フランジ部とバルク貯槽を固定しているボルトを緩めてしまったため、そこから液が漏えいした。そのとき、漏えいを止めようとボルトを締め直したときに作業員2名が凍傷を負った。また、文化センター職員1人がガスを吸引して気分が悪くなった。	液面計表示部の交換作業ミス	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンSBあり	(行政指導等) ・販売事業者に対し、保安従業員に対する教育を徹底するよう口頭で指導した。
東京都 葛飾区 15.12.25	漏えい	飲食店 鉄筋コンクリ ート造 2 階建	1:00	販売事業者	飲食店に設置されている貯蔵施設の横の道路を歩いていた通行人がガス臭を感じたため消防へ通報した。消防から連絡を受けた販売事業者が現場で確認したところ、ペーパーライザー下流側の2段2次調整器の安全弁からガスが噴出しているのを発見した。当該設備は2基のバルク貯槽(横置980kg地下設置)が設置されており、気ライン(1次調整器をプロテクター内に設置)及び液ライン(ペーパーライザーを設置:強制気化供給用)でそれぞれで接続されていた。原因は以下のように推定される。 ペーパーライザーの水位が低下したため、水位レベルスイッチが作動して停止した。 ペーパーライザーが停止した後、ガスを消費したことから圧力差が生じて液移動が起こり、1基が過充てん状態となった。 そのため、液状のLPガスが調整器に流れ込み、調整器安全弁からガスが放出された。	バルク貯槽間の液移動により過充てん状態になったものと推定される バルク貯槽2基(横置980kg地下設置)	・ガス漏れ警報器あり ・ヒューズガス栓あり ・マイコンあり	(行政指導等) ・販売事業者に対してペーパーライザーに警報装置を設置して再発防止を指導した。

3. 埋設管事故の概要

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
香川県 観音寺市 15.2.7	漏えい	共同住宅 鉄筋コンク リート造4 階建	不明	その他 (車両の荷 重)	1月30日に当該共同住宅住人からガス臭いとの連絡があった。31日に販売事業者が配管の漏えい試験を実施し、また、2月3日に供給管の漏えい試験を実施したが、漏えいは発見できなかったため、特に臭いの強い箇所には排気装置を設置した。排気しても、臭いが消えず、ガス臭がさらに強くなったため、7日になって、3日の漏えい試験で実施していなかった供給管について漏えい試験を実施したところ、埋設管からガスが漏れているのがわかった。大型車両等の通行により供給管が破損・漏えいしたものと推定される。	供給管の損傷 ・法違反なし なお、当該埋設管の腐食測定は平成13年9月4日に実施され、合格していた。	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒュ - ズガス栓 あり ・マイコン あり	
北海道 札幌市 15.9.28	漏えい	道路下	20:38	不 明	20時38分頃、付近の住人からガス臭がすると販売事業者へ連絡があったため出動して調査を行ったところ、マンホール付近でガス漏洩を検知した。そのため、29戸へ集団供給をしている貯蔵設備の元バルブを閉止して、排風機によるマンホール内のガス排出作業を実施している。10月1日に供給管の漏えい試験を実施した結果、圧力の低下が認められた。9月28日に発生した十勝沖地震の影響により埋設管に何らかの荷重が加わり損傷した可能性もあると推定できるが損傷原因の詳細は不明である。	供給管(埋設管)の損傷 損傷原因は不明	なし(屋外)	
埼玉県 さいたま市 15.10.26	漏えい火災	一般住宅 木造2階建	17:38	販売事業者	消防へ炎が上がっていると通報があったため消防隊が到着して確認したところ埋設管(継手部)の埋設部と漏出部境目付近が腐食していたため、そこからガスが漏えいし、何らかの火から引火して配管の防食テープが燃えたことが分かった。	配管(埋設部)の腐食	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒュ - ズガス栓 あり ・マイコン あり	(行政指導等) 販売事業者に対しては埋設管(継手)の腐食状況を把握し、他の消費者の埋設管(継手)の腐食状況を把握し、対応するよう指示した。また、次の口頭指導した。 ・固定式燃焼器のゴム管接続について、ネジ接続に改善する。 ・再調査は1ヶ月経過後6ヶ月以内に行い記録すること。 ・法第14条の設備所有関係の欄には、販売事業者所有の設備と分かるようにする。

発生場所 発生年月日	現象 被害状況	建物用途 構造	発生 時間	原因者 性別年齢	事故概要	事故原因 法違反の有無	安全器具等 設置状況	行政指導等 再発防止策
富山県 下新川郡 15.10.27	漏えい火災 軽傷者 1 (男性79)	一般住宅 木造2階建	9:30	その他 下水道工事 業者	下水道工事業者が下水道工事を実施していたところ、突然ガスが噴出して引火した。あわてて火を消そうとして砂をかけたが消火しきれず、そのときに火傷を負った。近隣の住人が消防と販売事業者へ連絡し、到着した消防隊が水をかけて消火した。下水道工事のため小型工事機械(ユンボ)を使用して地面を掘ったときにその衝撃で供給管(埋設管)の継手部が折損したため、そこからガスが漏えいしていた。	供給管(埋設管)の損傷	・ガス漏れ警報器 なし ・ヒュ-ズガス栓 あり ・マイコン あり	(行政指導等) 販売事業者に対して共同住宅の消費者等、ガス管の埋設場所等、注意すべき点を周知するよう口頭で指導した。